

2023年11月2日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開適正化委員会
委員長代理 斎藤 誠

答 申 書

2023年10月12日付で原子力発電環境整備機構(以下「機構」という。)から当委員会へ諮問された2023年諮問異議第1号(「施設見学リスト【2016～2022年度】」に係る機構資料の部分公開に対する異議の申出について)に対し、当委員会は、審議の結果に基づき以下の通り答申する。

第1 委員会の結論

2023年7月31日付で異議の申出があった機構資料について、2023年7月6日付〔事発第23号-19号〕で機構が第42回情報公開審査委員会に諮問した諮問書のうち、「2.(3)公開の取扱いにおける『2.法人等情報』に該当する」および2023年7月10日付で第42回情報公開審査委員会より機構理事長に答申された答申書のうち、「3.当委員会の判断における『2.法人等情報』に該当する」として「団体名を一律非公開とした」ことを再検証し、2023年7月20日付で行った部分公開決定〔事発第23-19号〕に対し、同年7月31日付で受付けた請求者からなされた異議の申出について、当初決定において非公開としていた「団体名」の一部を公開し、更に、全ての「個別予算」を非公開とした上で部分公開としたことは妥当である。

第2 異議の内容及びその申出の理由

2023年7月20日付部分公開決定で非公開とされた2016～2022年度の「団体名」と「個別予算」全ての開示を求める。

機構は各電力会社からの拠出金で成り立つ公共性の高い組織であり、その具体的な用途は国民の知る権利に値するため。

第3 原子力発電環境整備機構の主張

- (1) 機構の情報公開は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(以下「最終処分法という。)」第60条」を受け、国の行政情報公開法及び独立行政法人等情報公開法を基に、「原子力発電環境整備機構情報公開規程等(以下「情報公開規程等」という。)」を制定し行われている。

その中で、非公開事由については、情報公開規程第7条及び別表第2において制限列挙しており、また、情報公開制度の透明性確保の観点から、情報公開規程等は当機構ホームページで公開している。

更に、情報公開適正化委員会の助言のもと、国の法令・判例・学説を踏まえた「情報公開規程別表第2及び第10条の運用・解釈について」に基づき判断している。

一方、「知る権利」は、憲法第21条の「表現の自由」により保障されているものの、絶対無制限に保障されているものではないことから、「機構資料の非公開」が即「知る権利」を侵害するとは考えられない。

(2)「施設見学リスト(2016年度～2022年度)に係る機構資料」における「団体名」については、「情報公開規程別表第2及び第10条の運用・解釈について」の「想定する資料の第一」に掲げる「市町村等識別情報(他の情報を組み合わせることにより特定可能になる情報を含む)」に該当する情報が含まれており、公にすることにより機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れが強いことから、大半の団体名は非公開とし、その他「実施日」「参加人数」「見学先」は公開とする部分公開とした。

なお、「市町村等識別情報」を含まない「団体名」については、「法人等情報」として一律に非公開とするのではなく、以下の内容で再検証し、当初決定では非公開としていた「団体名」の一部は公開することとする。

- i) 個人に関する情報が含まれている団体名については、別表第2「1.個人情報」として非公開とする。
- ii) 情報公開規程別表第2及び第10条の運用・解釈について」の「想定する資料の第二」に掲げる「議員に関する情報」に該当する団体名については、別表第2「4.事務事業情報」として非公開とする。
- iii) 団体名の特性について、情報公開規程別表第2及び第10条の運用・解釈について」の「想定する資料」として事前に類型化していないことから、個別に適用の是非を判断した上で、別表第2「4.事務事業情報」として非公開とする。
- iv) 情報公開規程第17条第2項に基づき、第三者意見照会を実施の上、当該団体名の公開の可否について判断することとし、公開による支障があると回答された団体については非公開とし、公開による支障がないと回答された団体については公開する。
- v) 「国会議員秘書」の肩書については、「市町村等識別情報」を含まず、個人が特定されることがないことから、公開に支障はないと判断したため公開する。

次に、「個別予算」については、個別件名での「参加人数」が公開されていることから、「個別予算」を公開した場合、一人当たりの予算が判明することで「出発地」が類推される可能性が高く、他の情報を組み合わせることにより「市町村等識別情報」になり得ることを踏まえ、「情報公開規程別表第2及び第10条の運用・解釈について」の「想定する資料の第一」に掲げる「市町村等識別情報(他の情報を組み合わせることにより特定可能になる情報を含む)」に該当し、公にすることにより機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れが強いことから非公開とした。

従って、本件異議申出に係る2023年7月20日付で行った部分公開決定は、情報公開規程を遵守しており、当該第三者に意見照会した上で当該団体名を公開すると判断した団体名以外の「団体名」、更には全ての「個別予算」について非公開とするに値する

相当な理由がある。

第4 答申の理由

1. 事実関係及び争点

(1) 事実関係

2023年6月21日付で本件異議申出人から請求があり、2023年7月20日付で機構が部分公開決定した「施設見学リスト（2016～2022年度）」について、同年7月31日付で異議申出されたのが本件である。

(2) 本件の争点

本件における争点は、異議の申出があった機構資料の内、「団体名」及び「個別予算」の部分を非公開としたことが、最終処分法及び最終処分法の趣旨を受けて制定された情報公開規程、及び運用・解釈に照らして妥当であるかにある。

2. 考 察

(1) 異議の趣旨

異議申出人は、最終処分法を根拠に情報公開規程等に従い、「団体名」及び「個別予算」の部分を非公開としたことが、憲法第21条の「表現の自由」により保障される「国民の知る権利」を侵害すると主張するものと解される。

(2) 判断の理由

- i 異議申出人は最終処分法第60条を異議申出の根拠としていると解されるが、機構の情報公開は、学識経験者のある者により、情報公開規程の適正な運用に資するために組織された、当委員会の審議を経た上で、最終処分法に従い制定された情報公開規程、及び運用・解釈に基づき行われている。

そのため、非公開事由は情報公開規程第7条及び別表第2において制限列举しており、また、情報公開制度の透明性の観点から「情報公開規程等」を機構ホームページで公開しており、「情報公開規程別表第2及び第10条の運用・解釈について」に基づき判断している。

一方、「知る権利」は、憲法第21条の「表現の自由」により保障されているものの、絶対無制限に保障されているものではないことから、「機構資料の非公開」が即「知る権利」を侵害するものと考えられない。

- ii 次に、異議のあった機構資料の内、「団体名」及び「個別予算」の部分が、運用・解釈における第一の想定資料に該当するかが争点となる。

運用・解釈における第一の想定資料とは、公開により当該地方公共団体との信頼関係を損ないあるいは信頼関係の構築が困難化し、機構の事業の円滑な実施が困難になる恐れが強いものとして、情報公開規程第7条第1項「4.事務又は事業に関する情報」（以下「4.事務事業情報」という。）の非公開として取り扱うこととなる正式応募等前の「市町村等識別情報」を含む情報である。

異議申出人から請求のあった「団体名」について、正式応募等前の「市町

村等識別情報」を含む「団体名」の部分为非公開として取り扱うことと決定したことは、最終処分法に従い制定された情報公開規程等に則っており、法令に反するものではない。

なお、「市町村等識別情報」を含まない「団体名」について、第42回情報公開審査委員会では「法人等情報」として一律非公開としていたが、今回、機構が5つの分類で分けし再検証した内容は、最終処分法に従い制定された情報公開規程等に則っており、法令に反するものではない。

次に、異議申出人から請求のあった「個別予算」については、個別件名での「参加人数」が公開されていることから、「個別予算」を公開した場合、一人当たりの予算が判明することで「出発地」が類推される可能性が高いので、他の情報を組み合わせることで「市町村等識別情報」になり得ることを踏まえ、「個別予算」の部分为非公開として取り扱うことと決定したことは、最終処分法に従い制定された情報公開規程に則っており、法令に反するものではない。

- iii 以上のことから、機構が異議申出に係る機構資料の内、「市町村等識別情報」を含まない団体」について「法人等情報」として一律非公開とすることなく、当該第三者に意見照会した上で当該団体名を公開すると判断した団体名以外の「団体名」を非公開とし、更に全ての「個別予算」を非公開として部分公開決定したことは妥当である。

第5 審議の経緯

- (1) 2023年 6月21日 情報公開請求受付
- (2) 2023年 7月 6日 情報公開審査委員会へ諮問
- (3) 2023年 7月10日 情報公開審査委員会の答申
- (4) 2023年 7月20日 部分公開決定通知
- (5) 2023年 7月31日 異議申出受付
- (6) 2023年10月27日 第16回情報公開適正化委員会審議
- (7) 2023年11月 2日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

以上